

第4次野木町役場地球温暖化対策実行計画



令和6年3月

野木町

はじめに



近年、経済の発展や技術開発などにより、私たちの生活は豊かで便利になりました。一方で、その生活を支えるために多くの温室効果ガスが排出されており、地球環境に大きな負荷を与えています。干ばつ、森林火災、大型の台風など、世界各地で異常気象が原因となる災害が起きており、国内においても平均気温の上昇や猛暑日の増加、ゲリラ豪雨に伴う洪水の発生など、身近なところで気候変動の影響によると考えられる現象が顕在化しはじめています。

こうした中、2015年11月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化対策の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。また、2021年10月にイギリス・グラスゴーで開かれたCOP26においてパリ協定で定めた目標達成に向けて、今世紀半ばの温室効果ガス排出実質ゼロを目標とするカーボンニュートラルの目指すことを盛り込んだ「グラスゴー気候同意」が採択されました。

このような国際社会の流れを受け、我が国におきましても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを掲げ、地球温暖化対策に取り組むとともに、気候変動による様々な影響についての対策を進めていくこととなりました。

本町においても、平成21年度に野木町役場地球温暖化対策実行計画を策定し、平成26年度からは第2次計画、平成30年度からは第3次計画に基づき地球温暖化対策に係る施策を行ってまいりました。第4次計画については、グラスゴー気候合意やカーボンニュートラルなど変化に富む国際情勢や国の取り組み状況を踏まえ、これまでの取組を見直しつつ、さらなる地球温暖化対策を行ってまいります。

地球温暖化対策問題は決して一人では解決することのできない大きな問題であるため、一人ひとりが身近な問題としてとらえ、今できることを着実に継続して実践していく必要があります。

野木町役場地球温暖化対策実行計画では、野木町総合計画との整合を図りながら役場自身が率先的な取組を行うことにより、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制し、それが地域全体における実質的な温室効果ガス削減に寄与するものとして推進して参ります。

令和6年3月

野木町長 真瀬宏子

目次

第1章 事務事業編策定の背景	
第1節 地球温暖化問題に関する国内外の動向	… 1
第2節 当町の地球温暖化対策	… 2
第2章 基本的事項	
第1節 事務事業編の目的	… 3
第2節 事務事業編の対象とする範囲	… 3
第3節 対象とする温室効果ガスの種類	… 4
第4節 計画期間	… 4
第5節 上位計画や関連計画との位置づけ	… 4
第3章 計画改定の趣旨	
第1節 過去の策定及び改定の経緯	… 6
第2節 旧計画の概要	… 6
第3節 第3次計画の概要	… 7
第4章 第3次計画における温室効果ガス排出量	
第1節 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法	… 9
第2節 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳	… 9
第3節 温室効果ガス総排出量の分析結果	… 10
第4節 旧計画の取り組みの実施状況及び目標達成状況	… 12
第5節 計画策定の方針	… 12
第5章 数量的な目標	
第1節 目標設定の考え方	… 13
第2節 基準年度	… 13
第3節 数量的な目標	… 13
第4節 K P I 指標の設定	… 14
第6章 目標達成に向けた取組	
第1節 基本方針	… 16
第2節 取組及びその目標	… 16

第7章	進捗管理の仕組み	
第1節	推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続	… 23
資料1	第3次計画期間におけるCO ₂ 換算排出量	… 27
資料2	第3次計画期間における燃料等使用量	… 28
資料3	野木町役場地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱	… 29
資料4	パリ協定	… 32
資料5	グラスゴー気候合意	… 33
資料6	カーボンニュートラルとSDGsの関係性	… 34

第1章 事務事業編策定の背景

第1節 地球温暖化問題に関する国内外の動向

1) 国外の動向

2015（平成27）年11月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書の後継として新たな法的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。この協定は、2020（令和2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとなるもので、歴史上はじめて気候変動枠組条約に加盟する196カ国全ての国が削減目標・行動をもって参加することをルール化した公平な合意です。

パリ協定では世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（いわゆる1.5℃目標）を掲げました。

2021（令和3）年10月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26において、パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばの温室効果ガス排出量実質ゼロを目標とするカーボンニュートラルを目指すこと、全ての国に対して排出削減対策が講じられていない石炭火力発電をだんだん減らすこと、及び非効率な化石燃料補助金からの段階的終了を含む努力を加速することを求めた「グラスゴー気候合意」が採択されました。

2) 国内の動向

政府は2020（令和2）年10月に2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

この排出を全体としてゼロというのは、温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いた合計を実質的にゼロにすることです。

このカーボンニュートラルの実現を目標に掲げた、地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月閣議決定）では、地域に裨益する再生可能エネルギーの拡大住宅や建造物への省エネ基準への適合義務付けの拡大等の施策を盛り込んでいます。

この決定を受けまして、栃木県でも2022（令和4）年3月に【とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ】を策定し、温室効果ガス排出量を早期に削減すること、エネルギーの地域内循環を実現することを目指すべき方向性として掲げました。さらに、2023（令和5）年3月に【とちぎ脱炭素先行地域創出プロジェクトアクションプラン】を策定し、2030（令和12）年までに県内市町が地域脱炭素に関する具体的な取組に着手することを目標に掲

げています。

なお、栃木県で地球温暖化対策実行計画の後継計画として2021（令和3）年3月に策定した気候変動対策推進計画は、政府のカーボンニュートラル宣言を受けて、2023（令和5）年3月に改訂を行っています。

第2節 当町の地球温暖化対策

当町では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」とする。）第21条に定める計画として2009（平成21）年に【野木町役場地球温暖化対策実行計画】を策定し、以後5年ごとに改正し庁舎内の温室効果ガス排出量削減を目指しています。

町の制度としましては、地球温暖化防止対策の一環として、環境負荷の少ない新エネルギーの利用の普及促進を図るため、2010（平成22）年4月より野木町住宅用太陽光発電システム設置費補助金を開始しました。補助開始後、約440件の補助を行ってきましたが、当初の目的を十分達成したとして2018（平成30）年度をもって廃止しました。

しかし、昨今の脱炭素の高まりを受けまして、脱炭素化の推進に寄与することを目的に、2023（令和5）年4月に野木町住宅用脱炭素化普及促進設備導入補助金を開始しました。この補助金ではこれまで対象としていた太陽光発電システムに加え、住宅用蓄電システムも補助対象としています。

また、2023（令和5）年7月には、地球温暖化対策を町民・事業者・町が一体となり身近な問題としてとらえ、今できることを着実に継続して実践する必要があることを周知するため、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。

第2章 基本的事項

第1節 事務事業編の目的

本計画は法第21条第1項に定める「地方公共団体自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画」として位置づけるものであり、当町の管理する施設で行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減の方向性を示すことで、地球温暖化対策や脱炭素に寄与していくことを目的としています。

第2節 事務事業編の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、当町の行う事務事業全般とし、対象とする施設は表1に掲げるように所有・管理する施設（指定管理者制度及び業務委託を含む）とします。指定管理者制度及び業務委託の施設は、削減の取組を講ずるよう協力を求めます。また、住民への貸出設備に対してはお願いに留めるものとします。

表1 温室効果ガス算出対象施設

課（局）及び施設		施設
総合政策部	総務課	
	政策課	庁舎本館、新館、別館
	税務課	
町民生活部	住民課	
	健康福祉課	▲健康センター（ゆ〜らんど）、保健センター（子育て世代包括支援センター）、総合サポートセンター（ひまわり館）
	生活環境課	ボランティア支援センター（きらり館）
産業建設部	産業振興課・農業委員会	農産物加工施設
	都市整備課	
	上下水道課	▲川西配水場、▲逆川排水機場、▲佐川野クリーンセンター、▲川西クリーンセンター
会計課		
議会事務局		

教育委員会	こども教育課	友沼小学校、野木小学校、佐川野小学校、南赤塚小学校、新橋小学校、野木中学校、野木第二中学校、▲各学校学童保育室、▲新橋児童館、▲あかつか児童センター
	生涯学習課	公民館、体育センター、図書館 総合運動公園、武道館、弓道場、郷土館、 交流センター（ホフマン館）、 文化会館（エニスホール）
(社) 野木町社会福祉協議会		▲老人福祉センター（ホープ館）
(公社) 野木町シルバー人材センター		▲シルバー人材センター

▲指定管理者制度等により削減取組の協力を求めている施設

第3節 対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは法第2条第3項に定める物質のうち、当町の事務事業で排出実績のある4種類（表2参照）とします。

表2 対象とする温室効果ガスの種類

法に定める温室効果ガス	主な発生源
①二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用、燃料の燃焼
②メタン（CH ₄ ）	燃料の燃焼、自動車の走行
③一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼、自動車の走行
④ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	エアコンの冷媒
⑤パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体の製造プロセス
⑥六フッ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体
⑦三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造プロセス

⑤から⑦は、本計画の対象外とする。

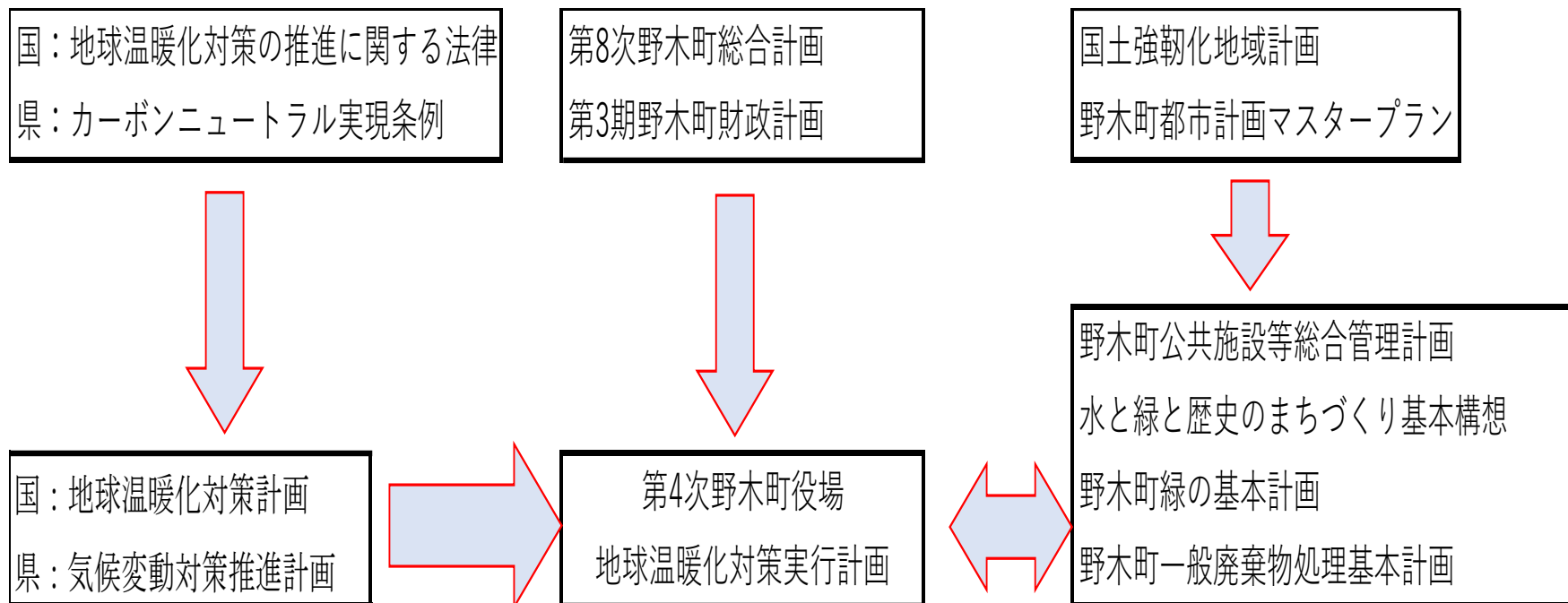
第4節 計画期間

第3次野木町役場地球温暖化対策実行計画の継続計画とするため、本計画の計画期間は2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

第5節 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、法に基づき市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画として策定するものであり、上位計画となる第8次野木町総合計画、第3期野木町財政計画、その他関連する計画等と整合性を図りながら地球温暖化対策に積極的に取り組むためのものです。

図1 関連法令との位置づけ



第3章 計画改定の趣旨

第1節 過去の策定及び改定の経緯

法第21条には、「事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする」と市町村での策定が義務付けられています。

当町でも役場庁舎内の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減のため、2009（平成21）年に「野木町役場地球温暖化対策実行計画（第1次計画）」を定めました。その後2013（平成25）年に「第2次野木町役場地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」、2018（平成30）年に「第3次野木町役場地球温暖化対策実行計画（第3次計画）」を策定しました。

第2節 旧計画の概要

1) 各計画の基準年度と計画期間

第1次計画、第2次計画及び第3次計画それぞれの基準年度と計画期間を表3に示します。計画期間の最終年度を目標年度として削減目標を定め温室効果ガス削減に取り組んできました。

表3 各計画の基準年度と計画年度

実行計画	基準年度	計画期間				
第1次実行計画	H19	H21	H22	H23	H24	H25
第2次実行計画	H24	H26	H27	H28	H29	H30
第3次実行計画	H29	H31	R2	R3	R4	R5

2) 第1次計画と第2次計画の概要

第1次計画は、2007（平成19）年度を基準年度とし、目標年度である2013（平成25）年度には6%削減することを目標にしました。取り組みの結果温室効果ガスは19.2%削減し目標を達成することができました。これは、温室効果ガス総排出量の大部分を占める電気使用量が基準年度より減ったことが原因です。

第2次計画は、2012（平成24）年度を基準年度とし、目標年度である2018（平成30）年度には3.8%削減することを目標にしました。取り組みの結果温室効果ガスは交流センターが設置されたため、1.58%削減に留まり目標達成には至りませんでした。これは、温室効果ガス総排出量の大部分を占める電気使用量が基準年度より増えたことが原因です。

第3節 第3次計画の概要

1) 計画期間と目標年度

第3次計画の計画期間は、2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5年間です。第3次計画は2017（平成29）年度を基準年度とし、目標年度である2023（令和5）年度には3.0%削減することを目標にしました。

また、取り組みを効果的に行うため表4に示す7つのKPI（※）指標を定めました。

※KPI：Key Performance Indicator（重要業績評価指標）事業目標を達成すべきプロセスでの達成度合いを計測するため設定する定量的指標

表4 第3次計画で定めたKPI指標

① unnecessary 照明の消灯率（日中の窓際、昼休み、残業時等）及び事務機器の適正使用
② 毎週金曜日（ノー残業デー）の定時退庁率
③ LEDの導入率
④ ペーパーレス会議実施率
⑤ 会議資料等の両面印刷・両面コピー使用率
⑥ 庁舎からの可燃ごみ排出量
⑦ 町管理・関係施設の太陽光設備導入率

2) 対象施設の追加

第3次計画では、新たに交流センター（ホフマン館）や総合サポートセンター（ひまわり館）など6施設を計画の対象とする施設に加えました（表5）。

表5 第3次計画より新しく対象とした施設

総合サポートセンター（ひまわり館）
農産物加工施設
総合運動公園
交流センター（ホフマン館）
文化会館（エニスホール）
老人福祉センター（ホープ館）

3) 温室効果ガス削減のための取り組み

第3次計画では温室効果ガスを削減するため、表6に掲げる取組を行ってきました。第2次計画の取り組みを継続しながら新たな取組を取り入れることで、温室効果ガス削減をすすめてまいりました。

表6 温室効果ガス削減に取り組む事務事業

I. 庁舎等の管理と事務の執行における取組	
1. 電気・燃料使用量の抑制	1) 照明の適正な使用
	2) 事務機器の適正な使用
	3) 冷暖房の適正な使用
2. 水道使用量の抑制	1) 節水及び水の有効利用の推進
3. その他に庁舎等の維持管理	1) 庁舎敷地内等の緑の保全と美観の保持
II. 物品の使用とリサイクルにおける取組	
1. 用紙類の合理的な使用等	1) 用紙類の削減
	2) 再生紙の購入・使用拡大
2. 物品の合理的な購入と使用	1) 物品の節約及び長期的な使用
	2) 環境への負荷が少ない製品の購入・使用の推進
3. 公用車の合理的な使用等	1) 環境に配慮した公用車の適切な使用
	2) 低燃費車・低公害車の積極的な購入
4. 廃棄物の減量化とリサイクル	1) 廃棄物量の削減及び分別排出によるリサイクルの推進
	2) 廃棄物の排出量の把握と減量化の推進
III. 建設事業（維持補修を含む）の実施における取組	
1. 建築時における配慮	1) 省エネルギー・新エネルギー設備の導入
	2) 環境に配慮した建築材料、機器等の使用
	3) 周辺自然環境等の調和を考慮した敷地内の緑化の推進

第4章 第3次計画における温室効果ガス排出量

第1節 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法

1) 算定範囲

本計画における温室効果ガスの算定範囲は、第2章に掲げる施設の事務及び事業において排出される全ての温室効果ガスとし、二酸化炭素はエネルギー起源の二酸化炭素とします。

2) 算定方法

温室効果ガスは次式に従い、すべて二酸化炭素排出量に変換して算定します。

(計算式) 活動量×排出係数×地球温暖化係数 [kg-CO₂]

活 動 量：電気、ガソリン等の使用量、自動車の走行距離等

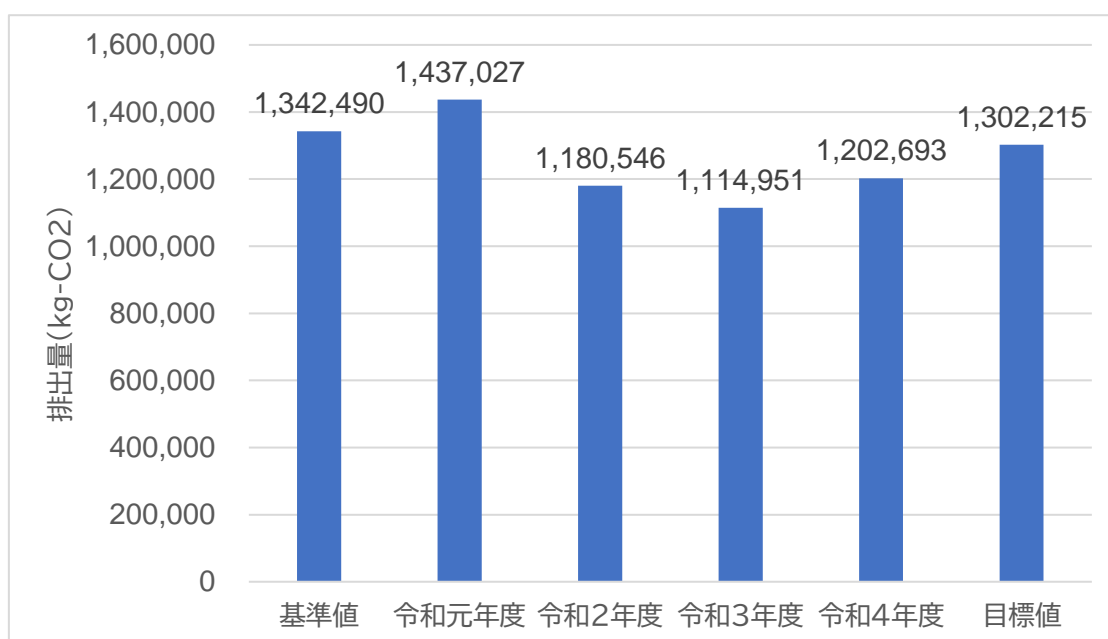
排 出 係 数：電気等の使用より排出される温室効果ガスの量

地球温暖化係数：二酸化炭素を基準とし、他の温室効果ガスが温暖化する能力を表した数値

第2節 温室効果ガス総排出量の推移及び内訳

第3次計画の計画期間である2019(令和元)年度から2022(令和4)年度までの温室効果ガスの推移は、図2のとおりでした。比較として第3次計画における基準値と目標値を掲載しています。なお、令和6年度以降の総排出量は指定管理者制度等の施設を新たに対象にするため増加する見込みです。

図2 令和元年度から令和4年度までの温室効果ガス排出量



また、温室効果ガスを間接的に発生させる要因として削減に取り組んでいる項目に関する2022（令和4）年度における実績値は次のとおりです。

項目	令和4年度実績値
印刷用紙購入枚数	2,067,398 枚
水道使用量	282,449 m ³
可燃ごみ排出量	3,514 kg

第3節 温室効果ガス総排出量の分析結果

直近の結果である2022（令和4）年度の温室効果ガス総排出量を分析します。

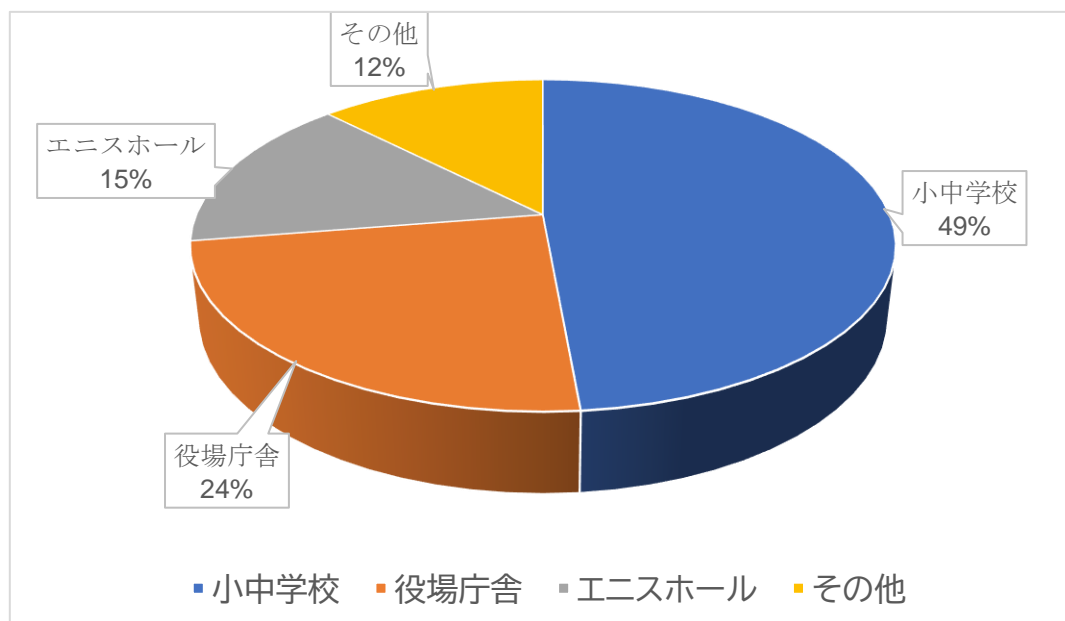
1) 温室効果ガスの発生割合

2022（令和4）年度における温室効果ガス排出量1,202,693kgのうち、電気の使用及び燃料の使用に由来する二酸化炭素1,199,255kgと約99.7%を占めています。また、この二酸化炭素排出量1,199,255kgについて、電気の使用に伴う分が87.4%、燃料の使用に伴う分が12.6%を占めています。

2) 電気使用量

令和4年度の電気使用量は2,344,060kWhであり、その割合は図3のとおりです。最も割合が大きいのは小中学校ですが、1校当りに換算すると約7%となります。この場合役場庁舎が最も大きい割合を占めることとなります。

図3 電気使用量の使用割合

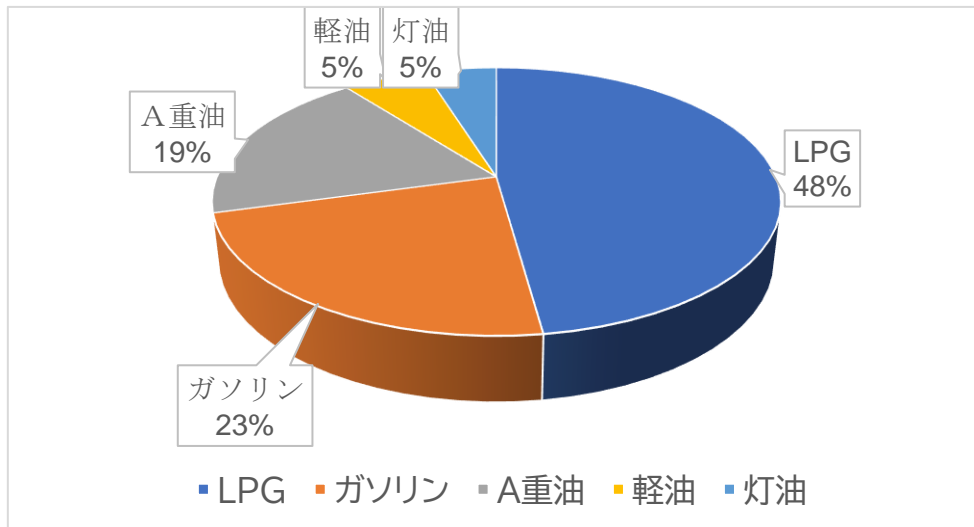


※その他は図書館、ホープ館、ホフマン館、きらり館が含まれる。

3) 燃料別使用量

2022（令和4）年度の燃料使用量は132,760Lであり、その割合は図4のとおりです。図4ではLPG（液化天然ガス）を液体として換算しています。最も大きい割合を占めるのは、給食の調理室等で使用しているLPGであり、次に大きいのが公用車等で使用しているガソリンです。

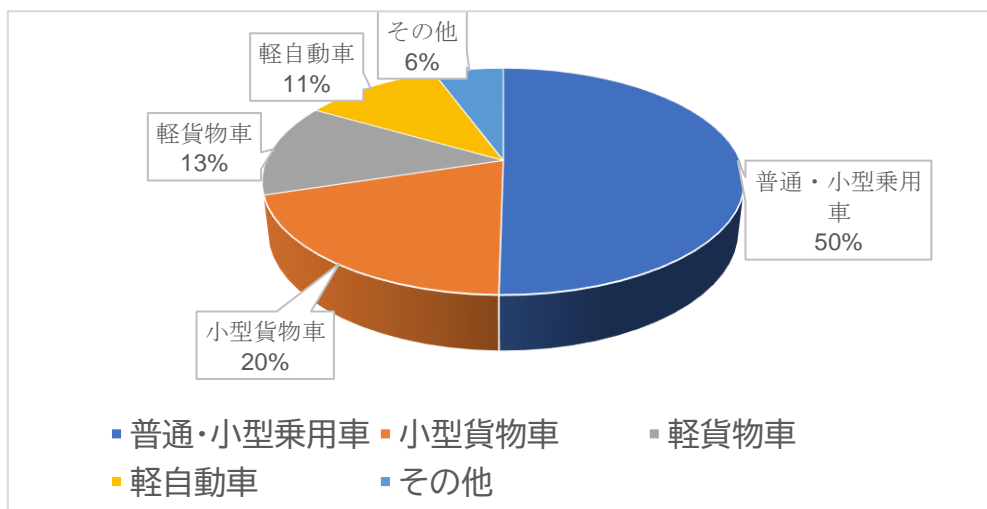
図4 燃料別使用量割合



4) 公用車使用距離（ガソリン車）

2022（令和4）年度のガソリン公用車の使用距離は252,542kmであり、その割合は図5のとおりです。出張で使用する普通・小型乗用車が約50%を占めています。

図5 ガソリン公用車使用距離



第4節 旧計画の取り組みの実施状況及び目標達成状況

第3次計画で取組を効果的に行うための指標として定めたKPIの実施状況は表7のとおりです。第3次計画で定めた目標のうち、「⑥庁舎からの可燃ごみ排出量」は目標値を達成できる見込みですが、それ以外の目標は達成できないことが見込まれます。

表7 KPI指標実施状況

	目標値(令和5年度)	実績値(令和4年度)
①不必要な照明の消灯率(日中の窓際、昼休み、残業時等)及び事務機器の適正使用	90%	52.1%
②毎週金曜日(ノー残業デー)の定時退庁率	95%	84.1%
③LEDの導入率	25%	16.1%
④ペーパーレス会議実施率	50%	8.9%
⑤会議資料等の両面印刷・両面コピー使用率	90%	71.8%
⑥庁舎からの可燃ごみ排出量	5,000kg	3,514kg
⑦町管理・関係施設の太陽光設備導入率	40%	23%

第5節 計画策定の方針

分析の結果、温室効果ガス排出量の大部分が二酸化炭素であり、その二酸化炭素は電気の使用と燃料の使用に伴う排出であることが分かりました。

図3から図5に示した結果を基に、施設ごとの目標を設定しても可能ですが、昨今の社会情勢の変化により業務量が大幅に増えている部署もあり、その分使用量が增大する可能性を考えると、ピンポイントでの方針は設定しづらいものです。

そのため、第4次計画の方針としては、影響力の大きい電気使用量や燃料使用量を減らすことで、庁舎内全体的で二酸化炭素を減らしていく方針を設定します。

第5章 数量的な目標

第1節 目標設定の考え方

政府は2020（令和2）年10月に2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを宣言しました。

これに伴い、政府が定める地球温暖化対策計画（2021（令和3）年10月22日閣議決定）では、中期目標として2013（平成25）年度を基準にして2030（令和12）年度までに46%削減することを掲げています。

また、栃木県の気候変動対策推進計画（2021（令和3）年3月策定、2023（令和5）年3月改訂）では、中期目標として2013（平成25）年度を基準にして2030（令和12）年度までに50%削減することを掲げ、長期目標として2050（令和32）年カーボンニュートラル実現を目指しています。

当町でも2023（令和5）年7月に2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いましたので、国や県に準じた目標を掲げるべきと考えます。

第2節 基準年度

本計画の基準年度はこれまでの計画を踏襲し前計画の4年目である2022（令和4）年度を基準年度とします。

第3節 数量的な目標

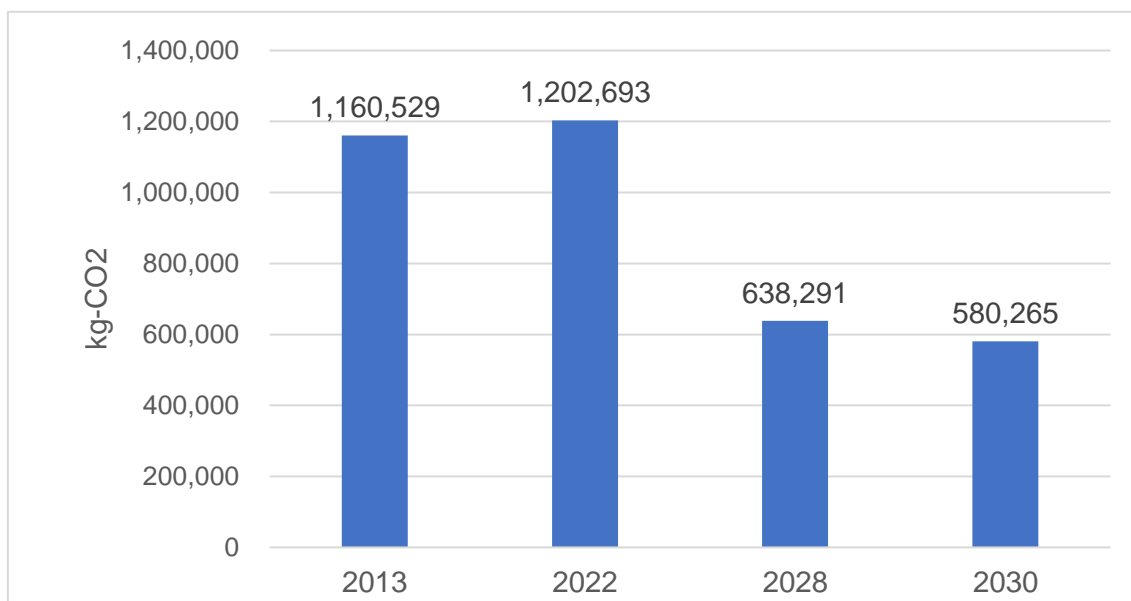
国や県と同様に、2013（平成25）年度を基準にして2030（令和12）年度までに50%削減する場合、2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量が1,160,529kg-CO₂であることから、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量は580,265kg-CO₂となります。

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を基に2022（令和4）年度を基準にした目標を設定すると、計画最終年度である2028（令和10）年には、638,291kg-CO₂と47%の削減となります。

削減目標

2022年度を基準にして、2028年度に
47%の温室効果ガスを削減

図6 温室効果ガス排出量の基準値と目標値



2013年度：国や県における基準年度

2022年度：本計画における基準年度

2028年度：本計画における目標年度

2030年度：国や県における目標年度

第4節 KPI指標の設定

第3次計画に引き続き効果的な取り組みを推進するため、KPI指標を下記の通り設定します。

1) 新規のKPI指標の目標設定

①電気使用量

前回の実績値（令和4年度）	今回の目標値（令和10年度）
2,344,060kWh	1,165,000kWh

②ガソリンの燃料使用量

前回の実績値（令和4年度）	今回の目標値（令和10年度）
30,422L	14,200L

③印刷用紙使用枚数

前回の実績値（令和4年度）	今回の目標値（令和10年度）
2,067,398枚	2,000,000枚

④電気自動車の導入台数

前回の実績値（令和4年度）	今回の目標値（令和10年度）
1台	5台

2) 既存の KPI 指標の目標設定

①不必要な照明の消灯率（日中の窓際、昼休み、残業時等）及び事務機器の適正使用

前回の目標値（令和5年度）	今回の目標値（令和10年度）
90%	90%

②毎週金曜日（ノー残業デー）の定時退庁率

前回の目標値（令和5年度）	今回の目標値（令和10年度）
95%	95%

③LEDの導入率

前回の目標値（令和5年度）	今回の目標値（令和10年度）
25%	25%

④ペーパーレス会議実施率

前回の目標値（令和5年度）	今回の目標値（令和10年度）
50%	50%

⑤会議資料等の両面印刷・両面コピー使用率

前回の目標値（令和5年度）	今回の目標値（令和10年度）
90%	90%

⑥庁舎からの可燃ごみ排出量

前回の目標値（令和5年度）	今回の目標値（令和10年度）
5,000kg	3,000kg

⑦町管理・関係施設の太陽光設備導入率

前回の目標値（令和5年度）	今回の目標値（令和10年度）
40%	40%

第6章 目標達成に向けた取組

第1節 基本方針

2022（令和4）年度の分析結果から、最も大きい割合を占める電気使用量の削減を軸に取り組みを展開していきます。しかし、目標を達成するためには、燃料使用量や間接的な発生源となる項目に関しましても引き続き削減していく必要があります。

第2節 取組及びその目標

本計画において取り組む項目の体系を以下に示します。

大項目	
中項目	小項目
I. 庁舎等の管理と事務の執行における取組み	
1. 電気・燃料使用量の抑制	1) 照明の適正な使用 2) 事務機器・設備の適正な使用 3) 冷暖房の適正な使用
2. 水道使用量の抑制	1) 節水及び水の有効利用の推進
3. その他の庁舎等の維持管理	1) 庁舎敷地内等の緑の保全と美観の保持
II. 物品の使用等とリサイクルにおける取組み	
1. 用紙類の合理的な使用等	1) 用紙類の削減 2) 再生紙の購入・使用拡大
2. 物品の合理的な購入と使用	1) 物品の節約及び長期的な使用 2) 環境への負荷が少ない製品の購入・使用の推進（グリーン購入の推進）
3. 公用車の合理的な使用等	1) 環境に配慮した公用車の適正な使用 2) 低燃費車・低公害車の積極的な導入
4. 廃棄物の減量化とリサイクル	1) 廃棄物の削減及び分別回収によるリサイクルの推進 2) 廃棄物の排出量の把握と減量化の推進
III. 建設事業（維持補修を含む）の実施等における取組み	
1. 建築時等における配慮	1) 省エネルギー・新エネルギー構造・設備の導入 2) 環境に配慮した建築材料、機器等の使用 3) 周辺自然環境等との調和を考慮した敷地内の緑化の推進
2. 既存建築物における配慮	1) 環境に配慮した評価の取得 2) 調和した緑化の維持

体系ごとの具体的な取り組みは以下のとおりです。

《体系ごとの具体的な取組》

I. 庁舎等の管理と事務の執行における取り組み

1. 電気・燃料使用量の抑制

1) 照明の適正な使用

【職員個人の取組】

- ◇ 日中の窓際の照明は、執務に支障のない照度が確保される場合は消灯する。
- ◇ 昼休みの時間中や残業時は不必要な照明を消し、必要な範囲のみ点灯する。
- ◇ 給湯室、書庫、倉庫、トイレ等断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度、点灯する。
- ◇ 毎週金曜日の「ノー残業デー」について、定時帰宅を徹底する。
- ◇ 通常時から早い退庁を心掛ける。

【施設全体の取組】

- ◇ 照明器具は清掃や適正な時期での交換を実施する。
- ◇ 既存の照明器具は、順次LED型に更新する。
- ◇ 日中の廊下や階段の照明は通行に支障がない照度が確保される場合は消灯する。
- ◇ 特に必要のない場所はあらかじめ照明灯を外す。
- ◇ 照明器具及び蛍光灯は省電力タイプのものを選定する。
- ◇ 人が普段いない箇所には人感センサーを導入する。
- ◇ 全庁一斉消灯の「ライトダウンデー」の実施（毎月第2金曜日）

2) 事務機器・設備の適正な使用

【職員個人の取組】

- ◇ パソコン等の効率的な使用に努め、昼休みなど長時間使用しないときは主電源を切って待機時消費電力を削減する。
- ◇ パソコンモニターの画面の明るさを必要以上に明るくしない。
- ◇ エレベーターは最小限の利用に留める。

【施設全体の取組】

- ◇ 退庁時にはコピー機やシュレッダー及びパソコン等の電源を切る。
- ◇ 長期間使用しない電気製品はコンセントから抜く。

3) 冷暖房の適正な使用

【職員個人の取組】

- ◇ 冷暖房中の不必要な窓の開閉は行わない。
- ◇ 空調していない部分に通じる扉は、開放したまま放置しない。

【施設全体の取組】

- ◇ 冷房中の室温は28度、暖房中の室温は20度とする。
- ◇ 庁舎内におけるクールビズ・ウォームビズを推進する。
- ◇ カーテンやブラインド、よしず、グリーンカーテン等を活用し、夏季の日差しや外気との接触を遮ることにより冷暖房効率を高める。
- ◇ エアコンのフィルターの掃除をこまめにおこなう。
- ◇ トイレの便座ウォーマーを夏期に使用しない。
- ◇ 高効率空調設備等への更新を行う。

2. 水道使用量の抑制

1) 節水及び水の有効利用の推進

【職員個人の取組】

- ◇ 手を洗うときや歯磨きをする場合、こまめに水栓を止める。

【施設全体の取組】

- ◇ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ◇ 節水を促す掲示を行う。
- ◇ トイレの洗浄用水については、適切な節水の措置を講じる。

3. その他の庁舎等の維持管理

1) 庁舎敷地内等の緑の保全と美観の保持

【施設全体の取組】

- ◇ 定期的に樹木や植え込みの手入れを行うとともに、施設敷地及び周辺の美観の保持に努める。

II. 物品の使用とリサイクルにおける取り組み

1. 用紙類の合理的な使用等

1) 用紙類の削減

【職員個人の取組】

- ◇ 印刷物の作成にあたっては、必需性、配布方法、紙面数等を十分考慮の上、必要最低限の部数に止める。
- ◇ 会議資料等については両面印刷・両面コピーの徹底を図り、配布枚数を削減する。
- ◇ 省略の可能な添書、ファックス処理表は省略する。
- ◇ 片面使用済み用紙は、可能な限り裏面を再利用する。

【施設全体の取組】

- ◇ 庁舎内会議はペーパーレスを基本とし、紙の使用を削減するよう努める。
- ◇ 庁内のお知らせや回覧は、電子データを活用する。
- ◇ 庁内でのディスカッションは、グループウェアを利用する。

2)再生紙の購入・使用拡大

【施設全体の取組】

- ◇ 用紙の購入にあたっては、エコマーク、グリーンマーク等の各種環境ラベリング事業対象製品や同等の再生紙を可能な限り選択する。
- ◇ 外注印刷物は、特別の理由がない限り再生紙の使用を原則とする。

2. 物品の合理的な購入と使用

1) 物品の節約及び長期的な使用

【施設全体の取組】

- ◇ 一層の節約と徹底した物品の在庫管理を実施し、物品の購入は計画的に行う。
- ◇ 長期的に反復使用可能な物品については、消耗品の交換や修理により、長期的な使用に努める。

2) 環境への負荷が少ない製品の購入・使用の推進（グリーン購入の推進）

【施設全体の取組】

- ◇ 物品等の購入にあたっては、省エネ型、節水型の製品など環境へ負荷の少ない製品やサービスの優先的購入（グリーン購入）に努める。
 - ① 「国際エネルギースター」のロゴ表示のあるOA機器。
 - ② 「エコマーク」「グリーンマーク」などの環境ラベリング製品。
 - ③ 再生材料から作られた製品。
 - ④ 充填または詰め替えが可能な製品。
 - ⑤ 同種の物の中で相対的に環境負荷の少ない製品。

⑥リサイクルが可能な製品。

3. 公用車の合理的な使用等

1) 環境に配慮した公用車の適切な使用

【職員個人の取組】

- ◇ アイドリングストップの励行や不必要な空ぶかし、急発進、急加速などを控えるなどのエコドライブに努める。
- ◇ 近距離の移動については、徒歩または自転車を積極的に使用する。
- ◇ 同一地域において出張等がある場合は、可能な限り公用車の相乗りを行う。

【施設全体の取組】

- ◇ 定期的な車両整備の励行により、車両の燃費向上に努める。
 - ①タイヤの空気圧の調整
 - ②オイル等の定期的な点検
 - ③安全上及び業務上必要のない物品を車両に積んだままにしない。

2) 低燃費車・低公害車の積極的な導入

【施設全体の取組】

- ◇ 公用車の新規導入・更新にあたっては、ハイブリッド車、電気自動車など、環境への負荷の少ない車両の導入に努める。
 - ①車両の選定にあたっては、まず低燃費車・低公害車を選択できないか個別に検討する。
 - ②新規導入時においては、使用実態を踏まえて必要最小限度の大きさの車両を選択する。
 - ③更新時においては、既存車両に比べ排気量の小さいものを可能な限り選択する。

4. 廃棄物の減量化とリサイクル

1) 廃棄物量の削減及び分別排出によるリサイクルの推進

【職員個人の取組】

- ◇ 職員は排出するごみの分別を徹底し、資源物の回収に努める。
- ◇ 使用済みの封筒、ファイリングフォルダー、フラットファイル、パイプ式ファイルの再利用に努める。
- ◇ 雑紙としてそのまま廃棄できない機密書類等は、シュレッダーを活

用する。

- ◇ 職場にマイバック・マイ箸を常備し、レジ袋や割り箸の利用を抑制する。

【施設全体の取組】

- ◇ 町の一般廃棄物処理基本計画及び同実施計画、並びに分別収集計画の定めるところにより、廃棄物の分別減量化及び資源物の分別に取り組む。
- ◇ 物品の購入の際には、リサイクルが容易なものを選択する。
- ◇ 不要品を処分する場合は、再生利用の可否を考慮して処分する。

2) 廃棄物の排出量の把握と減量化の推進

【施設全体の取組】

- ◇ 職員一人ひとりに廃棄物の減量化の意識を徹底させるため、庁舎や事務所から排出する廃棄物の量を計量し、記録することで毎月・毎年度の廃棄物の量を比較し減量化に努める。

Ⅲ. 建設事業（維持補修を含む。）の実施における取り組み

1. 建築時における配慮

1) 省エネルギー・新エネルギー設備の導入

【施設全体の取組】

- ◇ 庁舎等の建築物の建築等にあたっては、地域の特性、庁舎等の規模、用途から技術的側面、管理的側面、経済的側面等を総合的に判断し、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入に努める。
- ◇ 既存施設に対する再生可能エネルギーの導入を検討する。
- ◇ エネルギーの利用効率を図る上で、断熱効果の高い材料を使用する。
- ◇ E S C O事業の計画的な導入を推進する
- ◇ 今後予定している新築事業は、ZEB Oriented相当とする。

2) 環境に配慮した建築材料、機器等の使用

【施設全体の取組】

- ◇ 建設副産物の積極的な利用を推進する。
- ◇ 高効率空調設備の使用を考慮する。
- ◇ 建設副産物の発生の抑制、適正処理を推進する。

3) 周辺自然環境等との調和を考慮した敷地内の緑化の推進

【施設全体の取組】

- ◇ 敷地内の緑をできる限り確保するため、既存の樹木、新たな植栽などを効果的に組み合わせ、可能な限り良好な緑地を創出する。
- ◇ 自然環境をはじめとする地球環境との調和に配慮し、地球社会に相応しい環境の保全・創出に心掛ける。

2. 既存建築物における配慮

1) 環境に配慮した評価の取得

【施設全体の取組】

- ◇ 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づく第三者認証制度のうち、BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の認証を受ける。

2) 調和した緑化の維持

【施設全体の取組】

- ◇ 二酸化炭素の吸収源対策として、町有林の適正な整備に努める。

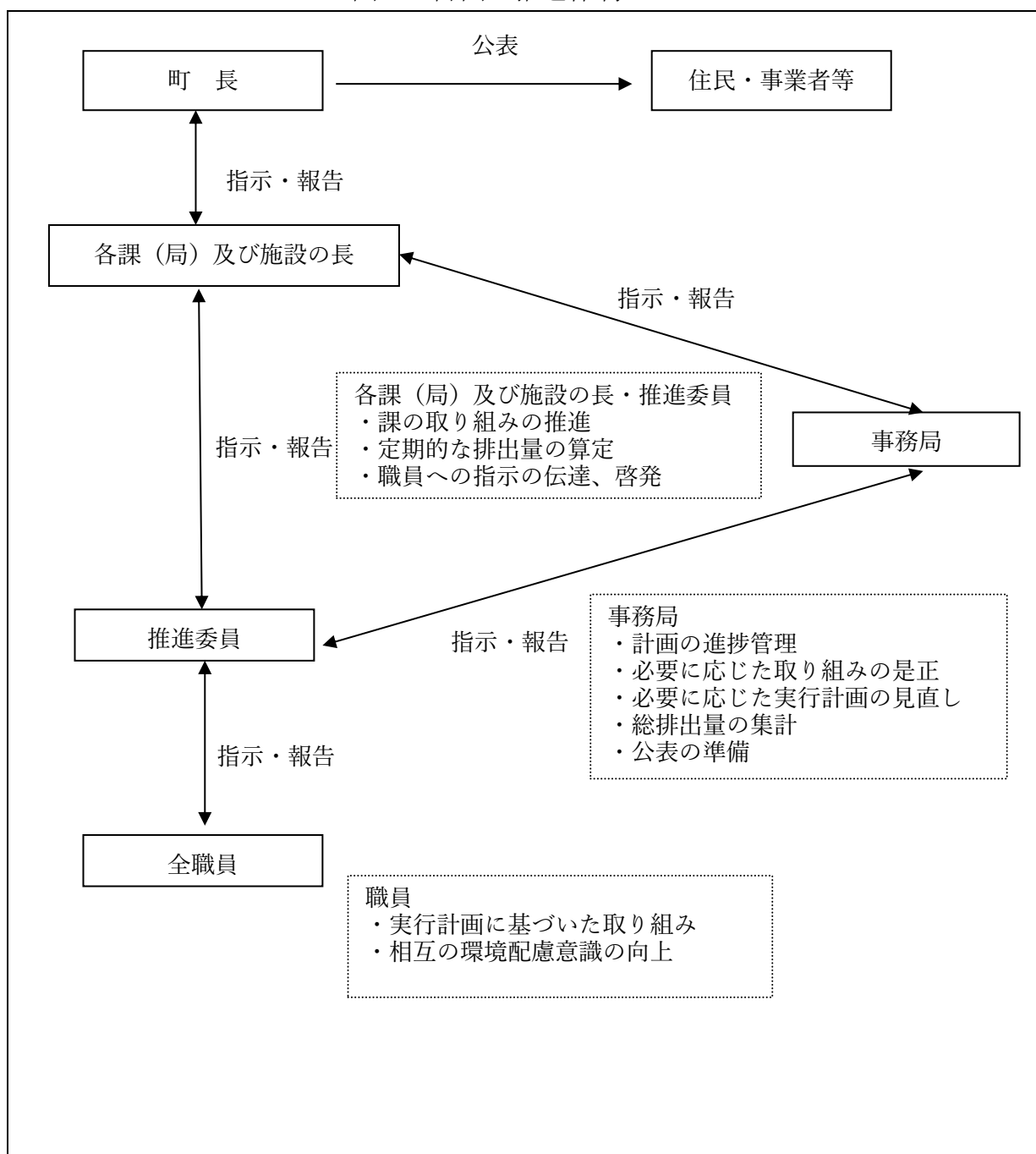
第7章 進捗管理の仕組み

第1節 推進・点検・評価・見直し・公表の体制及び手続

1) 推進組織体制

この計画に定めた取り組みを確実に実施し、目標の達成を確かなものとするための推進、維持管理の体制について図7に示します。

図7 計画の推進体制



2) 推進体制

各課（局）より1名ずつ地球温暖化対策推進委員（以下「推進委員」とする。）を選出します。この委員は各課（局）長及び事務局の命を受けて、課内の地球温暖化対策に関する取組を推進していく他、毎月の使用量を燃料等使用量調査表に記録し昨年度と比較して大幅に増加している項目についてその原因を検証します。

3) 点検・評価の体制

推進委員は記録している燃料使用量調査票を四半期ごとに事務局に報告します。事務局は前四半期や前年度同四半期との電気及び燃料使用量を比較し、推進委員をとおして使用量の削減を促します。

推進委員は毎年度各課（局）の燃料等使用量を、燃料等使用量調査表に記録して事務局に報告します。事務局は報告された調査表を取りまとめ、年1回開催する推進委員会議でその結果を報告します。

報告の際、当該年度における排出量と目標値との差異を確認するとともに、重点的に実施していく施策を推進委員に指示します。

4) 公表の体制

取り組み結果の公表については、広報紙やホームページにより、毎年行います。

様式 1

【燃料等使用量調査表】

提出用

確認	作成
課(局)長	推進委員

年度分

課(局)等名

翌年度初めに事務局へ提出してください。

調査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気使用量(KWh)														0
燃料 使用量	ガソリン													0
	灯油(L)													0
	軽油(L)													0
	A重油(L)													0
	LPG(m ³)													0
	都市ガス(m ³)													0
	BDF(L)													0
公用車 走行 距離 (km)	ガソリン車	普通・小型乗用車												0
		軽自動車												0
		普通貨物車												0
		小型貨物車												0
		軽貨物車												0
		特殊用途車												0
		バス												0
	軽油車	普通・小型乗用車												0
		普通貨物車												0
		小型貨物車												0
		特殊用途車												0
		バス												0
	ディーゼル車	普通・小型乗用車												0
	複写用紙使用量(枚)(購入枚数)													
水道使用量(m ³)														0
可燃ごみ排出量(kg)														0

- ※1 普通乗用車とは3ナンバー、小型乗用車とは5ナンバーの乗用自動車、軽自動車とは5ナンバーの排気量660cc未満(黄色ナンバー)の乗用車、普通貨物自動車とは1ナンバーの貨物自動車、小型貨物自動車とは4ナンバーの貨物自動車、軽貨物車とは4ナンバーの排気量660cc未満(黄色ナンバー)の貨物車、特殊用途車とは8ナンバーもしくは構内専用車。
- ※2 公用車については、各課(局)・施設で所有する車両の合計を記入してください。
- ※3 該当しない項目には斜線を引いてください。
- ※4 施設ごとに記入してください。

様式-2

【可燃ごみ排出量記録表】

令和 年度分 課(局)等名 記入者 (kg)

重量 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日												
2日												
3日												
4日												
5日												
6日												
7日												
8日												
9日												
10日												
11日												
12日												
13日												
14日												
15日												
16日												
17日												
18日												
19日												
20日												
21日												
22日												
23日												
24日												
25日												
26日												
27日												
28日												
29日												
30日												
31日												
合計												

第3次計画期間におけるCO₂換算排出量

対象ガス	用途	対象物質	CO ₂ 換算排出量 令和元年度	CO ₂ 換算排出量 令和2年度	CO ₂ 換算排出量 令和3年度	CO ₂ 換算排出量 令和4年度			
二酸化炭素 (CO ₂)	電気	電気使用量	1,340,265	1,090,475	975,219	1,047,795			
	公用車	ガソリン	67,600	55,879	55,518	70,579			
	暖房等	灯油	100	15,642	23,988	16,077			
	公用車	軽油	24,265	13,205	14,835	19,382			
	給湯等	L P G	375	28	42,163	45,422			
メタン (CH ₄)	公用車の 走行	ガソリン車	普通・小型乗用車	45	81	26	32		
			軽自動車	16	14	5	7		
			普通貨物車	12	8	11	12		
			小型貨物車	20	17	18	19		
			軽貨物車	11	9	12	9		
			特殊用途車	5	1	1	1		
		軽油車	普通・小型乗用車	0	0	0	0		
			小型貨物車	0	0	0	0		
			特殊用途車	0	0	0	0		
			バス	9	1	2	6		
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の 走行	ガソリン車	普通・小型乗用車	1,546	2,806	884	1,097		
			軽自動車	410	368	126	176		
			普通貨物車	153	112	140	163		
			小型貨物車	407	356	369	390		
			軽貨物車	272	210	286	219		
			特殊用途車	62	12	7	7		
		軽油車	普通・小型乗用車	1	0	0	0		
			小型貨物車	18	21	23	21		
			特殊用途車	3	2	2	0		
			バス	160	24	42	108		
			ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコン 使用	冷媒 (HFC-134a)	1,273	1,273	1,273	1,173
			合計 (kg-CO ₂)			1,437,027	1,180,546	1,114,951	1,202,693

第3次計画期間における燃料等使用量

調査項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
電気使用量(kWh)		2,729,664	2,220,926	2,211,382	2,344,060	
燃料使用量	ガソリン	36,482	24,086	23,930	30,422	
	灯油(L)	6,036	6,282	9,634	6,457	
	軽油(L)	8,951	5,118	5,750	7,513	
	A重油(L)	7,714	7,200	7,500	24,900	
	LPG(m ³)	248	9	14,054	15,141	
	都市ガス(m ³)	0	0	7,376	0	
	BDF(L)	0	0	0	0	
公用車走行距離(km)	ガソリン車	普通・小型乗用車	205,977	324,734	102,345	126,881
		軽自動車	62,606	56,199	19,237	26,867
		普通貨物車	13,167	9,613	12,053	14,038
		小型貨物車	60,558	45,993	47,664	50,289
		軽貨物車	41,513	32,098	43,633	33,367
		特殊用途車	5,907	1,109	701	700
		バス	0	0	0	0
	軽油車	普通・小型乗用車	0	0	0	0
		普通貨物車	541	541	0	0
		小型貨物車	6,806	7,976	8,550	7,928
		特殊用途車	360	210	334	0
		バス	21,727	3,182	5,619	14,481
	ディーゼル車	普通・小型乗用車	0	0	2,183	1,321
	複写用紙使用量(枚)(購入枚数)		686,978	1,311,258	1,862,852	2,067,398
	水道使用量(m ³)		58,566	57,184	50,949	282,449
可燃ごみ排出量(kg)		7,096	6,991	3,639	3,513	

野木町役場地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 2 日告示第 135 号

野木町役場地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

野木町役場地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱を次のように定め、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

(目的)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の規定に基づく野木町役場地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の策定に関し、必要な事項を調査、検討及び協議するため、野木町役場地球温暖化対策実行計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実行計画の策定に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の促進及び普及啓発に関すること。
- (3) その他実行計画に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には町民生活部長、副委員長には生活環境課長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を統括する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第 4 条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、所掌事務の遂行にあたって必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第 5 条 委員会の事務を補助させるため、委員会に野木町役場地球温暖化対策実行計画策定部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、委員会の必要な事項について、調査及び研究をする。
- 3 部会は、委員会の委員から推薦された職員をもって組織する。

- 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は部会を統括する。
- 6 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 7 部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

（庶務）

第6条 委員会及び部会に関する庶務は、主管課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

前文（抄）（平成20年12月15日告示第177号）
告示の日から適用する。

前文（抄）（平成24年2月16日告示第46号）
平成24年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成25年3月22日告示第31号）
平成25年3月22日から適用する。

前文（抄）（平成26年3月18日告示第38号）
平成26年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成28年2月12日告示第12号）
平成28年4月1日から適用する。

前文（抄）（令和5年4月27日告示第75号）
令和5年4月27日から適用する。

別表（第3条関係）

町民生活部長
総務課長
政策課長
税務課長
住民課長
健康福祉課長
生活環境課長
産業振興課長
都市整備課長
上下水道課長
会計課長
議会事務局長

こども教育課長
生涯学習課長

パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランス・パリにおいて開催された 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択されました。パリ協定は、「京都議定書」の後継となるもので、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

(特徴)

- 歴史上はじめて、気候変動枠組条約に加盟する 196 カ国全ての国が削減目標・行動をもって参加することをルール化した公平な合意である。
- 全ての国が、長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべきとしている。
- 世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」が掲げられている。
- 長期目標の達成に向け、2023年以降、5年ごとに世界全体の進捗を確認する(グローバルストックテイク)。
- また、「今世紀後半には、温室効果ガスの人為的な排出と吸収源による除去の均衡を達成するよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界全体の目標として掲げられている。

出典 JCCCA (全国地球温暖化防止活動推進センター)

https://www.jccca.org/global-warming/trend-world/paris_agreement

グラスゴー気候合意

1) グラスゴー気候合意の採択

今回の交渉会合では、COP26 全体としての政治的なメッセージが盛り込まれた全体決定(カバー決定)、「グラスゴー気候合意」が採択されました。この中では、2015年に採択された「パリ協定」に基づき、世界中での温室効果ガスの排出の削減、気候変動の影響にどう対応していくか(適応)、開発途上国の気候変動対策を支援するためのお金(資金)、などの重要な論点がまとめられました。

特に重要なメッセージとして、パリ協定の1.5°C目標^{*}の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)と、その重要な経過点となる2030年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれました。さらに、すべての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の逡減(フェーズ・ダウン)及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速することを求めることが盛り込まれました。石炭火力発電についてCOP等の決定文書に盛り込まれるのはこれまで例のなかったことです。

※工業化以前と比べて気温上昇を1.5°C以内に抑える努力を継続するという目標

2) パリルールブックの完成

また、COP26の交渉では、パリ協定の実施に必要なルールに合意できるかどうか焦点の一つでした。

このルールは本来2018年のCOP24(於ポーランド・カトヴィツェ)で概ね決定されるべきものでしたが、いくつかの事項、例えばパリ協定6条に規定される国と国との間の排出量の取引(市場メカニズム)のルールについては、採択されずに宿題としてCOP26に持ち越されていました。

2週間にわたる交渉の末、市場メカニズムに関する実施指針、各国の排出量等の報告形式、各国の排出削減目標に向けた共通の時間枠といった重要議題について合意に至り、パリ協定のルールブックが完成しました。

出典：環境省

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20211224-topic-18.html

カーボンニュートラルとSDGsの関係性

1) SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

出典 外務省ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

2) SDGs17の目標

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤を作ろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任、つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

出典 ユニセフホームページ

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/17goals/>

3) カーボンニュートラルと SDGs との関係

カーボンニュートラルに関連する目標とそのターゲットは次の2つである。

(目標)

7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

(ターゲット)

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

(目標)

13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

(ターゲット)

- 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上

国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。

13. b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

出典 外務省ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal7.html>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal13.html>